参考資料３－１

**地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則案（抜粋）**

**第２章 人事**

（採用）

第６条 職員の採用は競争試験又は選考によるものとする。

２ 職員の採用については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所人事規程で定める。

（提出書類）

第７条 職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、法人が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

（１） 誓約書 　　　　　　（２） 履歴書　　　　　（３） 学歴に関する証明書

（４） 住民票記載事項証明書 （５） 源泉徴収票（採用の年に給与所得のあったものに限る。）

（６） 年金手帳（既に交付を受けている者に限る。）

（７） 雇用保険被保険者証（前職があるものに限る。）

（８） 扶養親族等に関する書類 　　（９） 資格に関する証明書

（１０）個人番号カード表裏面の写し又は通知カードの写し

（１１）その他法人が必要と認める書類

２ 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度速やかに書面で法人にこれを届け出なければならない。

３ 第１項の提出書類は、採用に関する手続及び採用後の労務管理のために使用する。

（労働条件の明示）

第８条 職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

（１） 労働契約の期間に関する事項 　　（２） 就業場所及び従事する業務に関する事項

（３） 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項 　　　　　　　　　　（４） 給与に関する事項

（５） 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（試用期間）

第９条 職員として採用された者については、採用の日から６カ月間の試用期間を設ける。ただし、法人が認めた場合は、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

２ 法人は、試用期間中の職員について、その者が正式採用となるためには能力の実証が十分でないと認めるときは、前項の試用期間をさらに６月を超えない範囲で延長することができる。

３ 法人は、試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、試用期間中に解雇することができる。

（１） 勤務成績が不良な場合 　　　（２） 心身の故障のため職務遂行に支障がある場合

（３） 前２号に定めるもののほか、職員として適格性を欠く場合

４ 試用期間は、勤務年数に通算する。

（配置換等）

第１０条 法人は、業務上の必要により、職員に対し、配置換又は兼務を命じることがある。

２ 職員は、前項の場合、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

（出向）

第１１条 法人は、業務上の必要に基づき、職員の同意を得たうえで、出向を命じることがある。

２ 出向の取り扱いについては、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員出向規程で定める。

（赴任）

第１２条 職員が採用、配置換又は出向を命ぜられた時には、速やかに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由により速やかに赴任できない場合には、法人の承認を得て、法人の指定する日までに赴任するものとする。

（勤務評価）

第１３条 職員の勤務成績については、評価を実施する。

（昇任）

第１４条 職員の昇任は、選考によるものとする。

２ 前項の選考は、勤務成績その他の総合的な能力の評価に基づいて行う。

（降任）

第１５条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

（１） 勤務成績が著しく不良の場合

（２） 心身の故障のため職員の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（３） 前２号の定めるもののほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

（４） 経営上又は業務上やむを得ない場合

２ 前項にかかわらず、法人は、職員本人の申出又は同意があった場合は、降任させることができる。

（休職）

第１６条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを休職にすることができる。

（１） 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 （２） 刑事事件に関し起訴された場合

（３） 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

（４） 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術上の研究、調査等に従事する場合

（５） 法人の規程に基づき出向となった場合で休職とすることが適当な場合

（６） その他特別な事由により休職とすることが適当と認められる場合

２ 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

３ この規則に定めるもののほか、休職の取扱いに関し必要な事項については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所休職規程で定める。

（休職期間）

第１７条 休職の期間は、前条第1項第1号の規定に該当する場合にあっては休養を要する程度に応じ、同項第3号の規定に該当する場合にあっては必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内とする。この場合において、休職の期間が３年に満たないときは、休職を開始した日から引き続き３年を超えない範囲内でこれを更新することができる。

２ 前条第１項第２号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

３ 前条第１項第４号から６号に掲げる事由による休職の期間は、個々の場合について、必要に応じ法人が定める期間とする。

（復職）

第１８条 法人は、休職中の職員の休職事由が消滅したと認めるときは、速やかに復職させるものとする。

２ 前項の復職にあたっては、法人は、当該職員の事情等により配置転換その他必要な措置を講ずることができる。

（解雇）

第１９条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

（１） 成年被後見人又は被保佐人となった場合 　（２） 禁錮以上の刑に処せられた場合

（３） 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

（４） 勤務成績が著しく不良で、改善の見込みがない場合

（５） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（６） 前２号に定めるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合

（７） 組織の改廃により廃職又は過員が生じた場合において、配置転換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず法人の経営上解雇がやむを得ないとき。

（解雇制限）

第２０条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

（１） 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後の３０日間

（２） 労基法第６５条に規定する産前産後の休業期間及びその後３０日間

２ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

（１） 前項第１号の場合における療養開始３年を経過しても当該負傷・疾病が治らない場合であって、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号。以下「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合又は受けることとなった場合

（２） 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の認定を受けた場合

（解雇予告）

第２１条 法人は、職員を解雇しようとする場合においては、少なくとも３０日前に本人に予告をし、又は労基法第１２条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の３０日分以上を支給するものとする。

２ 前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じてその日数を短縮することができる。

３ 第１項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

（１） 天災事変その他やむを得ない事由（行政官庁の認定を受けたものに限る。）のために事業の継続が不可能となった場合

（２） 職員の責めに帰すべき事由（行政官庁の認定を受けたものに限る。）に基づいて解雇する場合

（３） 試用期間中の職員（１４日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合

（退職）

第２２条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

（１） 退職を申し出た場合 法人が退職日と認めた日

（２） 定年に達した場合 定年に達した日（その職員の定年に達する誕生日の前日）以降における最初の３月３１日

（３） 休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合 休職期間満了の日

（４） 死亡した場合 死亡の日 　　（５） 法人の専任役員に就任した場合 就任日の前日

（６） 原則として１月以上にわたり行方不明の場合（意図的に継続して無断で欠勤するなど懲戒事由に該当することが明らかな場合又は水難、火災その他の災害によることが明らかな場合を除く。） 行方不明の状態が１月経過した日

（自己都合による退職）

第２３条 職員が退職しようとする場合は、退職を予定する日の３０日前までに文書をもって法人に申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由により３０日前までに届け出ることができない場合は、少なくとも１４日前までに法人に退職届を提出しなければならない。

２ 職員は、退職を申し出ても退職する日までは職務に従事しなければならない。

（定年）

第２４条 職員の定年は、満６０歳とする。

（再雇用）

第２５条 法人は、定年により退職した職員を再雇用することができる。

２ 再雇用については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所再雇用職員就業規則で定める。

（早期退職）

第２６条 職員は、第２４条に定める定年により退職する日より前に、早期退職することができる。

（退職後の責務）

第２７条 職員が退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品を返還しなければならない。

２ 法人を退職しようとする者は、法人が指定する日までに後任者に対する業務の引継をしなければならない。

（退職証明書）

第２８条 法人は、退職した者又は解雇された者（解雇予告された者を含む。）から次の事項の全部又は一部について証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

（１） 雇用期間 　　　（２） 業務の種類 　（３） 法人における地位

（４） 給与 　　　　　（５） 退職の事由（解雇の場合は、その理由を含む。）

２ 前項の証明書には、職員が請求した事項のみを記載するものとする。